

令和2年4月17日(金)

学校人事課給与係

担当 狩野、武井

内線 4600

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する 規則の概要

1. 改正の概要

令和元年人事委員会勧告及び報告に基づく給与改定等に伴い、所要の改正を行うもの。

2. 改正内容

(1) 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正

人事委員会勧告に基づく給与改定に伴い、令和2年6月期以降の勤勉手当の成績率を改正する。

(2) 平成7年改正規則の一部改正

単身赴任手当を受給している者の家族が住む住宅に係る住居手当額に係る暫定措置の規定を削除する。

(3) 平成18年改正規則の一部改正

経過措置として規定した令和2年6月期以降の勤勉手当の成績率の上限を改める。

3. 施行期日

(1) 及び (3) : 令和2年4月1日

(2) : 令和4年4月1日